

## CCS 事業・国内法検討ワーキンググループ 設置要綱

### (趣旨)

#### 第1条

CCS は 2050 年カーボンニュートラルを実現するための鍵となる技術。一方で、CCS の社会実装に向けては、技術的確立・コスト低減、適地開発や事業化に向けた環境整備が課題となっており、そのため『第6次エネルギー基本計画』(令和3年10月閣議決定)にて長期のロードマップ(以下、「CCS 長期ロードマップ」)を策定し、これら課題解決に向けた取組を官民で連携して進めていくこととしている。CCS 長期ロードマップ策定に向けて、CCS 長期ロードマップ検討会において議論を進めしており、2022 年5月に CCS 長期ロードマップの中間とりまとめを公表。今後、最終とりまとめに向けて、CCS 事業の国内法整備に向け各課題についてより具体的に検討すべく、CCS 長期ロードマップ検討会の下に、行政や産業界、学識経験者から構成される「CCS 事業・国内法検討ワーキンググループ(以下、「ワーキング」)」を設立する。

### (構成員)

第2条 ワーキングは、別表に掲げる構成員をもって組織する。

### (ワーキングの取扱い)

第3条 ワーキングの取扱いは、以下によるものとする。

- (1) ワーキングは、参加者の自由な議論を担保する観点から、一般からの会議の傍聴は行わないこととする。
- (2) 議事次第及び配付資料については、会議終了後に公開する。
- (3) 議事要旨については、発言者が特定されないような形で、会議終了後速やかに作成し、概要のみ公開する。

### (事務局)

第4条 ワーキングに係る事務は、資源エネルギー庁石油・天然ガス課が行う。

# 環境と調和した CCS 事業のあり方に関する検討会

## 設置要綱

### 1. 設置の趣旨

我が国は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資するあらゆる施策を総動員することとしている。CCS（二酸化炭素回収・貯留）については、本年 5 月に経済産業省が「CCS 長期ロードマップ検討会中間取りまとめ」を公表しており、2030 年までの事業化に向けて官民が連携していくこととした。

環境省は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染等防止法」という。）に基づき、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄（以下「海底下 CCS」という。）に当たり、環境への影響を確認した上で必要な場合には許可を行っている。これまでに許可を行った事業として、2016 年 4 月から経済産業省が北海道苫小牧沿岸域で実施している海底下 CCS 事業があり、現在も海洋環境の監視等が実施されている。また、諸外国においては、陸域下も含めた CCS 事業が検討・実施されており、環境当局が地下水への影響について確認を行っている例もある。我が国においても、海底下だけでなく陸域下においても CCS 事業が実施される可能性があり、その際、どのように環境への影響を確認していくかの検討も必要である。

また、CCS の事業化に向けては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「温暖化対策推進法」という。）に規定される、我が国における温室効果ガスの排出量等の算定に、CCS 事業による CO<sub>2</sub> 削減量が適切に反映されることが必要である。また、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、CCS 事業の分離・回収から貯留に係わる事業者が適切に排出量の算定・報告を行うことが必要であり、これに関する取扱いのルールを検討することが必要である。

このような状況を踏まえ、環境省としては、今後活発化されることが予想される CCS 事業が環境と調和した上で適切に実施されるよう、環境への影響を確認していくことが求められる。このため、環境省は、有識者により構成される「環境と調和した CCS 事業のあり方に関する検討会」を設置し、これまでの海底下 CCS 事業の許可の経験や最近の国際的な動向を踏まえつつ、海底下及び陸域下での CCS 事業による環境への影響の確認方法等について、技術的・制度的課題の検討、整理を行うこととする。

### 2. 検討事項

検討会では、上記の趣旨を踏まえ、以下の項目について情報の収集・整理及び検討を行い、2022 年中に一定の取りまとめを行うこととする。

（1）CCS 事業による環境への影響の確認に関する諸外国の動向

- (2) ロンドン条約及び96年議定書に関する動向
- (3) 海底下及び陸域下CCS事業による環境への影響に関する技術的・制度的課題
- (4) 温室効果ガス排出量等の算定に係る技術的・制度的課題

### 3. 検討会の取扱い

- (1) 検討会は、参加者の自由な議論を担保する観点から、一般からの会議の傍聴は実施しない。
- (2) 議事次第及び配付資料については、会議終了後に公開する。
- (3) 議事要旨については、発言者が特定されないような形で、会議終了後速やかに作成し、公開する。